

開 会 午後1時

●中川賢一委員長 ただいまから、大都市税財政制度・DX推進調査特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員、しのだ委員からは欠席する旨、届出がございました。

それでは、議事に入ります。

令和9年度国の施策及び予算に関する提案についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●笠松財政局長 本日は、指定都市共同で取りまとめをさせていただきました、令和9年度国の施策及び予算に関する提案、いわゆる白本でございますけれども、この案につきましてご審議をいただきたいと考えております。

昨今、地方自治体を取り巻く状況は、私がお説明するまでもなく非常に厳しい状況になっておりますけれども、そういう中で、とりわけ指定都市は、物価高対策や、こども・子育て支援の充実、さらには学校体制の充実強化、それから社会資本整備の強靱化・長寿命化、こういうものに圏域の中枢都市として、緊急的に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

このような情勢の中で、札幌市におきましても、その取組につきましては、頑張っていきたいと考えておりますが、併せまして、政府や関係機関に対しまして、具体的なご提案をしていかなければならないと考えているところでございます。

そのため、今回は提案事項11項目をこの資料の中に取りまとめをさせていただきました。委員の皆様方におかれましては、提案の趣旨を十分にご理解いただきまして、ご審議をいただき、そしてご支援、ご協力のほどお願いしたいと存じます。

具体的な中身につきましては財政部長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●白石財政部長 まず、本日の委員会でご説明

をする資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料は2種類ございます。初めに資料1が、令和8年度国家予算等の状況と提案の主な結果でございまして、令和8年度の国家予算の概要と、昨年度の白本提案の結果について主なものをまとめたものでございます。

続いて資料2が、令和9年度国の施策及び予算に関する提案、通称白本と呼ばれるものの原案でございます。こちらは実際の提案書の形式でまとめたものでございます。

それでは、まず資料1の令和8年度国家予算等の状況と提案の主な結果につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、2ページをご覧くださいと思います。2ページは国家予算概要についてでございます。令和8年度予算のフレームと最近の推移をまとめております。

令和8年度予算について、国は「切れ目なく強い経済を実現する予算」として編成され、歳出合計額は、上の表の一番下、合計欄にございまして、前年度比6.2%増の122兆3,092億円となっております。また同じ表の上段、歳入のうち、一番上に記載の税収は、83兆7,350億円と前年度を7.6%上回っております。

同じく二つ下の行にあります公債金は、前年度比3.3%増の29兆5,840億円となっております。なお、令和8年度末見込みの公債残高につきましては、下の表の右下に記載のとおり、1,145兆円と見込まれております。

次に、3ページをご覧ください。3ページでは、令和8年度の地方財政計画の概要をまとめております。地方財政計画は、令和8年度についても、平成24年度から引き続き、通常収支分と東日本大震災分の区分によって整理されておりますが、資料では通常収支分を掲載しております。

今年度の計画では、社会保障関係費や人件費の増加を反映して物価高が見込まれる中、地方団体

が様々な行政課題に対応して、行政サービスを安定的に提供できるよう、令和7年度を大幅に上回る一般財源が確保されております。

その総額は、歳入合計欄の下に記載のとおり、前年度を6.6%上回る71兆9,878億円となっております。表の上段、歳入では、地方税について47兆8,185億円と前年度比5.2%の増収を見込んでおります。

また、地方交付税につきましては、20兆1,848億円と前年度比6.5%の増とされております。なお、令和8年度も令和7年度に引き続いて、臨時財政対策債の発行はゼロとなっております。

続いて歳出については、人件費の増加や物価高への対応、また、いわゆる教育無償化に係る地方負担分を全額計上したほか、臨時財政対策債償還基金費を創設することなどによって、表の一番下に記載のとおり、合計額102兆4,427億円と前年度を5.5%上回る額となっております。

続いて4ページからは、令和8年度、国の施策及び予算に関する提案、すなわち昨年度の白本提案の主な結果を載せておりますが、その中の主な項目についてご説明をさせていただきます。

提案項目1の地方交付税の必要額の確保に関しましては、地方交付税総額について、前年度を6.5%上回る20兆1,848億円が確保されましたほか、将来の公債費負担の軽減のため臨時財政対策債償還基金費8,000億円が創設をされました。

提案項目2、物価高への対応に要する財政措置等に関しましては、エネルギー価格上昇への対策として、令和7年度補正予算において、電気・ガス料金負担軽減支援として5,296億円が計上されました。

提案項目4、こども・子育て支援の充実に関しましては、保育士資格等取得支援事業における補助基準額の上げが行われましたほか、医療的ケア児受入れのための看護師等の配置について、補助基準額の上げが行われたところです。

このほか、4ページから5ページにかけて

は、記載にございますとおり、提案項目5のインフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進から、5ページの提案項目11、地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大までの各分野におきましても、一定の成果が得られたものと考えております。

次に、資料2の令和9年度国の施策及び予算に関する提案、通称白本の原案についてご説明をさせていただきます。

まず、2ページをご覧ください。2ページは目次が掲載されております。財政・大都市制度関係を3項目と個別行政分野関係を8項目、合わせて11項目を掲載しております。

財政・大都市制度関係の項目数は昨年度から変更がなく、個別行政分野関係は、給食費無償化の制度化について新たに1項目を追加した一方で、下水道事業に係る財源確保に関する項目がインフラ施設の老朽化対策に統合されたため、全体の項目数も昨年度と同じとなっております。

次に、3ページをご覧ください。3ページは、提案書が掲載をされております。令和9年度国家予算編成に当たりまして、指定都市が圏域における中枢都市として、緊急かつ重要な施策を推進するために適切な措置を講ずるよう国に要請することとしております。

次に、6ページをご覧ください。

財政・大都市制度関係の三つの提案項目について順に説明をさせていただきたいと思います。まず6ページは、1 地方交付税の必要額の確保でございます。

大都市特有の財政需要に加えて、防災・減災国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化や、人件費の増加など様々な財政需要について、今後も臨時財政対策債に頼ることなく法定率の引上げなどによって必要な地方交付税総額を確保するよう求めるものでございます。

次に、7ページでございます。2 物価高への対応に要する財政措置等でございます。

長期化する物価高により厳しい状況にあります市民生活、地域経済に対応するため、エネルギー価格上昇への対策などを国に求めるとともに、国庫補助負担金の算定基礎に物価上昇分を適切に反映するよう求めるものでございます。また、地方創生臨時交付金など、地方向け交付金を措置する場合には、財政力にかかわらず、必要額を措置することを求めるものでございます。

次に、8ページをご覧ください。3 多様な大都市制度の早期実現でございます。

本年1月に立ち上げられました第34次地方制度調査会における国、都道府県、市町村間の役割分担や大都市における行政体制等の議論の進捗に即して、国においても、指定都市の意見を踏まえて検討を進め、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を求めるものでございます。

以上が財政・大都市制度に関する提案項目でございます。

続きまして、個別行政分野に関する提案項目につきましてご説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。

10ページは、4 こども未来戦略を踏まえたこども・子育て支援の充実でございます。

「こども未来戦略」に掲げる施策の継続に当たりましては、地方に新たな財政負担などが生じないように、国が恒久的な財源を確保することなどを求めています。

また、子ども医療費助成や保育所等の利用者負担軽減策などについて、国による統一的な制度の創設などを求めるほか、保育所の職員の処遇改善や、施設整備補助に係る補助率のかさ上げなどに対応するための財政措置の拡充を求めています。

さらには、乳児等通園支援事業において、事業者の採算性確保に必要な財政措置や各自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能な制度とすることを求めるものでございます。

次に、11ページをご覧ください。5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土

強靱化の推進でございます。

インフラ施設の予防保全型の維持管理のため、修繕や改築などへ重点的な支援を求めるほか、気象災害や大規模地震への防災・減災対策に重点的な支援を求めるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。6 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び安定的な財源確保でございます。

中学校を含めた給食費無償化について、国の責任において早急に制度化し、十分な財政措置を講ずるよう求めるものであります。また、無償化制度が構築されるまでの間、食材費等国の基準額との差額が生じることのないよう、各地方の実情に応じ、物価高騰分も含めて適時の額とし、恒久的かつ安定的な財政措置を求めるものでございます。

さらに、自治体の予算編成に支障を来すことがないように、事業概要及び基準額等について、早期に示すことを求めるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。7 義務教育施設等の整備促進でございます。

計画的な学校施設整備を進めるために必要な財政措置を図るとともに、事業単位で国費を活用できるように補助要件の緩和を要請しております。

また、学校施設環境改善交付金について、事業年度の当初予算で十分な財源を確保の上、全件を交付決定すること。さらに、入札不調により事業執行を見送った場合は、次年度以降の採択を求めるものでございます。

また、長寿命化改修などに対する補助要件の緩和や補助単価の引上げのほか、空調設備整備事業に必要な財源を確保するとともに、制度の充実を求めるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。8 脱炭素社会の実現でございます。

国主導で組織横断的に脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業などが行う地球温暖化対策を主目的とするもの以外であっても、国の補助金にインセンティブを付与するなどの財

政支援の拡充を求めています。

また、地域脱炭素推進交付金の後継補助事業の創設や、太陽光パネル等のリユース・リサイクル促進に向けた支援などを求めるものでございます。

次に、15ページをご覧ください。9 持続可能な学校体制づくりでございます。

教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずることを求めるとともに、教職員定数や加配措置のさらなる充実を図るよう求めるものでございます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を国庫負担金の対象とするよう求めるものでございます。

次に、16ページをご覧ください。10 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大でございます。

地域公共交通を支えるバス路線の運行維持のために、指定都市内のフィーダー系統に対しても、国の補助対象を拡大することなどを求めるものでございます。

また、バス運転手確保に向けた取組に関する支援を継続・拡充し、自治体等が行う取組も支援対象とするとともに、バス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税措置を拡大するよう求めています。さらに、地方運輸局長等が指定する交通不便地域について、距離条件を緩和することを求めるものでございます。

次に、17ページをご覧ください。11 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決でございます。

地方自治体の人的財政的負担の軽減や、住民サービスの向上などに資する環境の実現に向け、国がシステム統一・標準化の効果検証を行うとともに、工程を明確化するよう求めるものでございます。また、全てのシステムの移行完了までの経費について、その全額を国費により確実に措置するよう求めるとともに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、標準化移行前の水準を上回らないよう財政措置と恒久的支援を講ずるこ

とを求めるものでございます。

さらには、制度改正等に伴う標準仕様書の改定に当たりましては、準備期間確保と早期周知を徹底すること、また、システム改修や運用経費の増分は国費で確実に措置することなどを求めるものでございます。

以上が白本本文の概要でございます。

最後に、今後の日程についてでございますが、本日、原案についてご審議をいただき、その結果を踏まえまして、指定都市の窓口財政担当局長による協議において最終案を決定しました後、次の委員会で改めて報告をさせていただきたいと考えております。

●中川賢一委員長 それでは、質疑を行います。
質疑はございませんか。

●山田一郎委員 白石部長、いろいろとご説明ありがとうございました。今、説明があった中で、私からは多様な大都市制度の早期実現について、そして基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決についての2点をお伺いしたいと思います。

最初に、多様な大都市制度の早期実現についてお伺いいたします。提案項目3の8ページになると思います。白本は全国20の政令指定都市が共同で国に対して要望を行うものでありますが、その中で今年も特別市の法制化を含む多様な大都市制度の早期実現が盛り込まれております。

政令指定都市は人口減少社会においても、圏域全体を牽引する中枢都市として重要な役割を担っておりますが、その一方で、道府県と指定都市の役割分担や権限配分については、長年にわたり課題が指摘されてきたところであります。

また近年では、大都市制度の在り方をめぐり、様々な議論が行われておりますが、私は今後、人口減少社会においては、自治体を分割していく方向ではなく、むしろ住民に最も身近な基礎自治体への権限や財源を移譲し、その機能を強化していく方向が重要であると考えております。

そんな中、今年から本市も特別市の議論が行わ

れている指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトに加わったことは、今後検討を深めていく上でも有用なことで捉えております。

そこで質問ですが、指定都市市長会では、現在の指定都市制度と比較して、特別市制度にはどのような特徴や効果があるとして議論が進められているのか、伺います。

また、札幌市が今回の白本要望において、特別市の法制化を求めている理由や、特別市に対する考え方について、併せて伺います。

●米森行政部長 特別市制度の特徴や効果及び法制化を求める理由や特別市に対する考え方についてのご質問でございます。

指定都市市長会での議論におきましては、現行の指定都市が道府県に包含された上で、事務や権限が分かれているのに対し、特別市は広域事務や警察などを含め、全ての行政権限と税財政を一元的に担う、道府県から独立した一層制の自治体となるのが最大の特徴であり、期待される効果といったしましては、二重行政の完全解消による市民サービスの向上、感染症や災害時の迅速な体制構築や意思決定、さらには近隣自治体との柔軟な連携による持続可能な圏域づくりなどが議論されているところでございます。

札幌市といたしましては、委員ご指摘のとおり、今後、人口減少社会においては、方向性として、大都市等へ権限や財源を移譲し、その機能を強化することが重要であるとの認識の下、まずは特別市制度を含め、地域の実情に応じて選択できる多様な大都市制度が早期に実現されるべきと考えております。

その上で、指定都市市長会や地方制度調査会の議論を把握しながら、特別市制度が札幌市や北海道の住民にとって真に意義のあるものであるかを見据え、検討してまいりたいと考えております。

●山田一郎委員 ご答弁ありがとうございます。私から3点お伝えして、次の質問に行きたいんですが、今の答弁では特別市が、道府県から独立し

た一層制の自治体として、二重行政の解消や迅速な意思決定、さらには圏域全体の持続的な発展につながる可能性があるとのことでありました。

こうした議論の根底には、地方自治における補完性の原理があると考えております。補完性の原理とは、できる限り住民に身近なところで意思決定を行うという考え方であり、基礎自治体である市町村が担えるものは市町村が担い、市町村で担えないものを道府県が担い、さらに道府県が担えないものを国が担うという地方自治の基本原則であります。

人口減少社会を迎える中であっても、この考え方は変わるものではなく、私は自治体を分割する方向ではなく、住民に最も身近な基礎自治体への権限、財源を移譲して、その機能を強化していく方向が重要であると先ほど申したところであります。

現在、提案されている都構想、これはこの地方自治の基本原則にのっとっていないところもありまして、慎重な検討が必要であると考えております。

また、現在の札幌市と北海道の関係を見ますと、なお、二重行政の解消について十分な議論が行われているとは言い難い状況にあると考えています。特別市制度の議論の前提としても、まずは北海道と札幌市がそれぞれの役割を整理し、市民や道民にとって分かりやすく、効率的な行政体制を構築していくことが重要であります。二重行政による無駄の削減に向けて、北海道との協議を積極的に進めていただくことを求めます。

また、二重行政の解消や権限移譲を進める上では、制度改正や財源措置など、国の後押しが必要な部分もあることから、今後も白本要望等を通じて国に対し必要な支援を求めていただきたいと思います。

最後に、前回の重点要望でも申し述べておりますが、政府機能の地方移転については、大都市制度の議論と並行して進めるべき重要な課題であり

ます。特別市制度の議論のみならず、政府機能の地方移転についても積極的な検討を進め、札幌市としていつでも手を挙げられる準備を進めていただくことを求めて、次の質問に移ります。

次に、基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決について伺います。提案項目の 17 ページになるものです。人口減少や急速に進展する少子化による慢性的な人手不足の状況において、市民サービスを維持するためには、自治体DXを推進し、デジタル技術により市民の利便性の向上や業務の効率化を図る必要があります。

令和3年に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律では、目的として、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化が掲げられており、システム標準化は、自治体DX推進の前提となる基盤を整備する重要な取組と考えております。

この整備のため、標準化されたシステムへ移行するために一時的な費用が発生することは理解しておりますが、移行後のシステム運用に係る経費についても、直接的なコスト削減にはつながらないことが、全国的に明らかになっており、今回の白本でも財政措置等により、標準化移行前の水準を上回らないようにすることを国に求める状況となっております。

こうしたことから、財政措置を国に要望していくことに加え、自治体が運用経費抑制に努めていくことが必要不可欠であります。国も自治体も厳しい財政状況の中で、こういったコストを負担していく以上、本事業はコストに見合った効果が得られるものでなくてはなりません。

このような中、今回の白本要望で、財政措置のほかに、システム標準化の効果検証等を行うことも国に求めている背景には、運用経費の増加という問題だけではなく、当初から国が掲げている市民サービスの向上などを含めた効果が実現できるかどうか、全国の指定都市が課題を感じているのではないかと考えております。

そこで質問ですが、システム標準化に期待される効果について、その実現性を現時点でどのように認識しているのか伺います。

●小澤情報システム部長 システム標準化に期待される効果について、その実現性を現時点でどのように認識しているのか、お答えいたします。

システム標準化に期待される効果としましては、データの形式や連携のルールが統一されることで、国が整備を進める全国共通のデータ連携基盤を通して、他自治体や関係機関とデータを安全、円滑に連携することが可能となります。これにより、官民を通したオンライン手続の連携など、新たなサービスの提供や利用が進んでいくものと認識しているところでございます。

このことを確実に実現するためには、まずは各都市がしっかりとシステム標準化を行うことが肝要であります。本市においても、着実にシステム標準化を実施した上で、その基盤を生かした市民サービスの充実や事務の効率化ができるよう、国と連携しながら鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

●山田一郎委員 システムの標準化、これは自治体DXの基盤となる重要な取組であって、その方向性を否定するものではありません。

ただ一方で、標準化に伴うこの運用経費の増加が懸念される中、国や自治体が多額の公費を投入して進める以上、移行そのものを目的とするのではなくて、その結果としてどのような新たなサービスの提供という答弁もありましたが、どのような効果が得られたのかを検証していくことが重要であると考えています。

私は今後の効果検証に当たっては、単にシステム移行ができたかどうかではなくて、市民サービスの向上につながったのか。行政運営の効率化が図られたのか、また費用に見合う効果が得られたのかという視点が重要であると考えております。札幌市においても、全国の政令指定都市と連携しながら、実効性のある効果検証や必要な制度改善

について、国に働きかけていただくことを求めて、私からの質問を終わります。

●森 基誉則委員 私からは、個別行政分野関係の学校給食関連、及び義務教育施設等の整備促進について質問していきます。

まずは要望項目6、学校給食費に関してからです。札幌市は今年度、国の重点支援交付金と給食費負担軽減交付金を活用して、小学校給食を無償とし、中学校については、重点支援交付金を活用して、保護者負担額を昨年度と同額に据置きしています。

具体的には2026年度予算ベースで、小学校給食では、給食費負担軽減交付金約48億円に加え、重点支援交付金を約14億円活用しています。

さらに、中学校給食では保護者負担約26億円に加え、保護者負担額を据え置くために、重点支援交付金を約10億円活用しています。

つまり、中学校給食費を無償とするためには、年間約36億円が必要となるわけです。重点支援交付金は、臨時的なものであり、今後、小学校給食の無償を継続するためには、安定的な財源が必要となってきます。

他の政令市に目を向けると、大阪市や福岡市では、既に中学校の学校給食費の無償化に取り組んでいます。しかし、構造的な財政難を抱える札幌市が恒久的に賄うことは困難であると考えます。

先日、重点要望に関連して調査特別委員会で指摘したとおり、学校給食費については、国が新たな支援に踏み出した今年4月という制度開始のタイミングを逸することなく、全額国費負担を国に強く求めていくべき、極めて重要な局面であると考えており、理事者からも、あらゆる機会を通じて国に対して粘り強く要望してまいりたいとの答弁がありました。

そこで質問です。政令市は、給食費の無償化に関して共通の課題意識があると思いますが、改めてこのたび、政令指定都市が共同して、中学校を含めた給食費無償化の制度化と安定的な財源確保

を要望する趣旨を伺います。

●木戸学校支援担当部長 中学校を含めた給食費無償化の制度化及び財源確保を要望する趣旨についてでございます。

指定都市においては、児童生徒数が多いことから給食食材費の総額が巨額となっております。とりわけ、全指定都市において必要な食材費が国の給食費負担軽減交付金の基準額を超過する状況にありまして、物価高騰の影響を深刻に受けているところでございます。

このことから、各指定都市において、単独での小学校給食費無償の継続や、中学校への拡充は財政に多大な負担を強いると認識しております。

このような構造的課題を共有する指定都市間で連携して、国に対して必要な財政支援を、一丸となって強く要望すべきと考えているところでございます。

●森 基誉則委員 未来を担う子どもたちへの投資、国難である少子化を乗り越えるため最重要の政策の一つであると私も考えています。

子育て環境に格差が生じることがないように、自治体間の不公平を解消し、国の責任において、全国一律のナショナルミニマムとして、義務教育段階の学校給食費の無償化の実現に向け、本市独自の要望に加えて、政令市共同で要望すると、あらゆる機会を通じて市が総力を挙げて国に働きかけを継続していくことを強く要望し、次の質問に移ります。

続いて、要望項目は7になります。義務教育施設等の整備促進に関連して伺います。昨年度、学校施設環境改善交付金に計上した多くの事業が、年度当初に採択されず、国の補正予算が編成されるまで、採択を得られない状況が継続していたと聞いています。

今回の白本要望でも、事業年度当初に十分な財源を確保することなどを要望しており、円滑に学校施設の整備をする上で、同交付金の充当は不可欠です。

学校は児童生徒が1日の大半を過ごす場所であり、その施設整備が計画的に行われない場合には、将来の札幌市を担う人材の育成に多大な影響を与えることとなります。さらに、整備が必要である施設を先送りしてしまった場合、次世代へ負担を残してしまうことにつながります。

そこで質問です。交付金の採択遅れが2025年度事業にどのような影響を与えたのか、伺います。

●木戸学校支援担当部長 2025年度の学校施設環境改善交付金の採択遅れによる影響についてでございます。

年度当初に未採択となっていた改築、リニューアル改修、LED改修等につきましては、2025年12月に全て採択されたところでございます。本交付金においては、交付金の内定前に契約を締結した場合は対象外事業となるところでございます。改築及びリニューアル改修につきましては、2024年度に一部内定を得られていたため、交付金の内定前契約には該当せず、想定スケジュールどおり実施できたところでございます。

一方で、LED改修等の単年度事業につきましては、内定までの間、事業を停止せざるを得ず、内定を受けた12月から実施しても、2025年度中に完了することができない見込みであったことから、2026年度に事業を延期することとしたところでございます。

なお、採択の遅れの影響でやめることになった事業はございません。

●森 基誉則委員 昨年度の状況について、承知しました。昨年度のように、年度当初に事業が採択されないことで事業進捗が遅れるといった事態が繰り返されることのないよう、今後も、積極的に国に対して要望活動を行うことが重要であると考えます。本市のような多くの学校施設を抱える地方公共団体は、単年度の事業で課題を解決できるものではなく、継続的に取組を積み重ねていくことで、ようやく子どもたちの良好な学習環境を確立できると考えます。

そのためには、学校施設環境改善交付金などの財源は例年安定して確保できるようにしてもらう必要があります。

しかしながら、本交付金は、翌年度への繰越しが困難となる場合があるなど、運用に苦勞することがあると聞いています。

また、先ほど答弁のあったとおり、昨年度は12月まで交付金が採択されず、一部事業の実施に遅れが生じてしまったとのことでした。計画的な整備を進めていくに当たり、今年度の採択状況が気になるところです。

そこで最後の質問です。2026年度に実施を予定している事業について、学校施設環境改善交付金の採択状況について伺います。

●木戸学校支援担当部長 2026年度の学校施設環境改善交付金の採択状況についてでございます。

今年度、実施を予定している事業につきましては、大部分を昨年度の補正予算で前倒し計上することで、財源の確保を図っておりまして、全ての事業において採択を受けることができているところでございます。

一方で、今年度実施を予定している事業については、国において一度繰越しをしている財源による採択であることから、2027年度への繰越しは基本的にはできないところでございます。

また、国が示す補助単価と実際の工事に要する実勢単価が乖離していることなどもありまして、制度運用上の課題も残されているところでございます。

今後におきましても、事業未採択が起こらないよう、十分な財源確保を要望していくことはもちろんのこと、制度の柔軟な運用や単価の引上げも含めて要望してまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 繰越しが基本的にできませんとか、柔軟な運用等について、この部分は特に強く要望していただきたいと思います。

とは言え、今年度は無事採択を受けられたようでひとまずは安心しました。学校施設の環境は子

どもたちの安全・安心、そして日々の学びに直結する極めて重要な基盤です。

また、地方公共団体が計画的かつ円滑に施設整備を進めていくためには、国の交付金の安定的、確実な採択が必要不可欠です。

制度運用上の課題も含め、今後も全ての必要な事業において適切に交付金が採択され、予算を確保できるよう、国に対して機を逸することなく、適切な要望活動を実施し、子どもたちの適正な学習環境の確保につなげていくことを求め、私からの質問を終えます。

●森山由美子委員 我が会派からは、資料の2、白本要望の10ページ、こども未来戦略を踏まえたこども・子育て支援の充実についての中で、外国にルーツを持つ子どもを受け入れる保育所等への支援と保育現場における課題について、そして16ページの地域公共交通の確保についての2点、質問をいたします。

まず、外国にルーツを持つ子どもを受け入れる保育所等への支援と保育現場における課題についてでございます。

札幌市の統計によりますと、外国人住民数は2026年1月1日現在で、2万3,881人となっております。10年前と比較をして約2倍に増加をしております。また、国籍も多様化しており、中国や韓国に加え、ベトナム、ミャンマー、インドネシアなどのアジア圏をはじめ、様々な国や地域にルーツを持つ方々が札幌で生活しております。人材不足への対応や国際化の進展などを背景として、今後も外国人住民の増加が見込まれるところであります。こうした中で、外国にルーツを持つ子どもたちも確実に増えていくものと考えられます。

保育所等においても、言語や文化、生活習慣の違いなどにより、保育現場で様々な対応が求められる場面も増えているのではないかと考えております。また、保護者とのコミュニケーションや各種手続の説明、子育てに関する相談対応、就学に向けた支援など、保育現場における役割もますます

重要になっております。

さらに、外国にルーツを持つ子どもたちの中には、日本語でのコミュニケーションに困難を抱えるケースや制度に関する情報が十分に届かない家庭もあるものと考えられます。

そのため、子どもたちが安心して成長できる環境づくりとともに、保護者への支援も重要であります。

そこで質問ですが、外国にルーツを持つ子どもを受け入れる保育所等に対して、本市では、現在どのような支援を行っているのか伺います。

また、こうした保育現場における課題を市としてどのように認識をしているのか、併せて伺います。

●山縣支援制度担当部長 外国にルーツを持つ子どもを受け入れる保育所等への支援と、保育現場における課題についてお答えします。

外国にルーツのある子どもや保護者が安心して保育所等を利用できるよう、円滑なコミュニケーションを支援するための翻訳機の導入費用や、通訳及び翻訳を行う保育支援者を雇用するための費用の補助を実施しております。

しかしながら、言語だけではなく、文化や生活習慣等の違いから、日常保育のほか、行事や給食等において相互理解が困難な場合や、説明に時間を要するなどの課題があると認識しております。

このため、保育所等が保護者との相互理解を深め、きめ細やかな保護者支援ができるよう、先進的に取り組んでいる保育所等の事例を共有するなど、対応を検討してまいります。

●森山由美子委員 札幌市では、誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の理念の下、年齢や障がいの有無、国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らし、互いに支え合う地域社会の実現を目指しております。

外国にルーツを持つ子どもたちが、言語や文化の違いによって孤立をすることなく、安心して学び、成長できる環境を整えていくことは、まさに

共生社会の実現につながる重要な取組であります。

そのためには、まず支援を必要とする子どもたちが、どの程度いるのか。また、どのような課題や支援ニーズを抱えているのかを把握することが重要であります。支援の第1歩は実態把握であり、対象となる子どもたちの状況を把握しなければ、必要な支援を必要な方へ届けることはできません。

外国人住民が10年間で約2倍に増加している一方で、外国にルーツを持つ子どもたちが市内に何人いるのか、またどのような支援を必要としているのかについては、必ずしも十分に把握されているとは言えない状況ではないでしょうか。

現在、保育分野、教育分野、福祉分野など、それぞれで支援が行われているものと思いますが、外国にルーツを持つ子どもたちの全体像や支援ニーズについて部局横断的な把握が必要であると考えます。関係部局が連携をし、外国にルーツを持つ子どもやその家庭の状況について、可能な範囲で実態把握に努めるとともに、支援対象となる子どもの人数や課題を把握できる仕組みづくりを検討していただきたいと考えております。

また、保育から就学、さらには成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築を進めるとともに、外国にルーツを持つ子どもたちが将来にわたり地域社会の一員として安心して成長し、その力を十分に発揮できるよう、誰もがつながり合う共生のまち札幌の実現に向けたさらなる取組を要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、16ページの、地域公共交通の確保について質問をいたします。全国的な人口減少や少子高齢化の進展に加え、深刻な運転手不足などを背景として、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

本市においても、路線バスの減便や廃止が続いており、市民生活への影響が広がっております。特に、高齢者や学生、運転免許を持たない方々にとって、バスは日常生活を支える、欠かすことのできない移動手段であり、その維持確保は極めて

重要な課題であります。

とりわけ、地下鉄のない手稲区、清田区などでは、通勤、通学、通院、買物など、市民の日常生活の多くを路線バスが支えております。

しかしながら、近年の減便により、これまで利用できていた時間帯のバスがなくなった、乗り継ぎが不便になった、通院や買物の計画が立てづらくなったなど、市民から不安の声が寄せられております。

また今後、高齢化がさらに進展し、運転免許返納者の増加も見込まれる中にあっては、公共交通の維持は単なる交通政策にとどまらず、高齢者の外出機会の確保や健康維持、地域コミュニティの維持にとって重要なものと認識をしております。

こうした中、本市では、市民生活を守るため、バス事業者に対する様々な支援を実施しております。しかしながら、利用者の減少や運転手不足が続く中、今後も自治体単独の支援のみで路線を維持していくことには限界があります。札幌市内の乗合バス運転手のうち約7割を、50代から60代の方が占めている状況を踏まえると、今後も運転手が減少し、バスの路線の減便、廃止が続く一方で、市の財政負担は増していくと思われます。

そこで最初の質問ですが、札幌市のバスネットワークを維持するための費用が今後どのように推移していくと考えているのか、認識を伺います。

●飯田公共交通担当部長 バスネットワーク維持費用の今後の推移についてでございます。

札幌市では、バスネットワークを確保するため、バス路線の赤字補助や代替交通などの運行経費を負担しているところでございます。昨今の物価高や人件費高騰などの社会情勢を踏まえますと、今後交通事業者の経費負担は増加していくと予測しておりまして、この場合、市の負担が増える可能性もあると認識しております。

札幌市としましては、交通事業者に対しまして、経費節減など適切な事業運営を促すとともに引き続き経営状況を注視してまいりたいと考えており

ます。

●森山由美子委員 ただいまの答弁でも触れられておりましたが、札幌市は今後、人口減少や高齢化の進展に伴い、社会保障関係経費の増加など厳しい財政運営が見込まれております。そのような中で、公共交通ネットワーク維持のための財政負担が増え続ければ、市財政への影響も懸念されるところです。

こうした実態を踏まえると、政令指定都市という理由のみで、国の支援が対象外となっている現在の制度は、地域の実情に即したものとは言えないと考えております。

ほかの政令指定都市においても、バス路線維持のための財政的負担は増大しており、例えば、仙台市の市営バス事業は、近年は全44路線が赤字となっているほか、乗務員の確保などのために一般会計から毎年約30億円、繰り出しをしている状況です。

そのため、今後はさらに他都市との連携を強化し、政令指定都市が一丸となって国に強く要望していく必要があると考えます。

そこで、次の質問ですが、国への要望に当たって、ほかの政令指定都市との連携についてどのように考えているのか伺います。

●飯田公共交通担当部長 ほかの政令指定都市との連携についてでございます。

ほかの政令指定都市とは、指定都市市長会の枠組みなどを活用しまして、課題を共有するなど、日頃から情報交換を行い、連携を図っているところでございます。バスネットワークの確保の支援に係る国への要望に当たりましては、共通の課題を抱える都市も多いことから、効果的な連携の在り方も含め検討してまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 最後に要望をいたします。今後、さらに人口減少や高齢化の進展、深刻な運転手不足等によって、路線バスを取り巻く環境は一層厳しさを増すことが想定をされます。

市民の移動手段を確保するために、札幌市とし

て、これまで以上にバス事業者と密接に情報交換や協議を重ね、地域ニーズにかなった支援を継続していくことが重要であるとともに、市の財政負担の推移を常に意識をしていくことが肝要と考えます。

また、地下鉄のない地域や郊外部での通勤、通学、通院、買物などを支える公共交通の利用実態を様々な角度から検証することも大事な取組となります。

そうした積み重ねの中で、ほかの政令指定都市と連携を図り、政令指定都市が抱える地域公共交通の課題として共有し、地域の実態に応じた規制の緩和や支援制度の拡充をほかの政令指定都市とともに力強く国へ働きかけていただくことを求めまして、私の質問を終わります。

●長屋いずみ委員 私からは15ページの提案項目9、持続可能な学校体制づくりに関わり、三つのテーマで質問いたします。

一つ目は、教職調整額について2点。

二つ目は改正入管法の成立による在留資格の申請手数料引上げに伴うALTへの影響について。

三つ目は部活動の地域展開についてです。

まず、教職調整額について伺います。我が党はこれまで、教員の処遇改善のためには長時間労働の解消に向けて、教員にも残業代を支給し、業務量に見合った教職員配置こそ必要であると述べ、教職調整額の廃止を国に求めるよう本市から政令指定都市へ働きかけることを求めてまいりました。昨年の本委員会においても、給特法による教職調整額の廃止を求めるべきではないかと質問いたしましたが、市は他都市と連携しながら適切に対応してまいりたいとの答弁でした。

しかし、その後も学校現場の状況は改善したとは言えません。今年3月に公表された文科省の2024年度の教員の月時間外勤務調査では、小学校が平均30.6時間、中学40.4時間、高校33.4時間でした。本市においても、2024年度教育職員1人当たりの時間外在校等時間の平均値は月約27時間

です。給特法制定時に教職調整額の算定根拠とされた月約8時間を大きく上回り、3倍以上の乖離があります。

そこで質問ですが、この乖離を踏まえると、教職調整額引上げは、教員の勤務実態に見合っていないと思いますけれども、認識を伺います。

●手塚労務担当部長 教職調整額の引上げについての認識についてでございます。

昨年の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正に伴いまして、本市におきましても、条例を改正し、今年1月から実施しております、教職調整額の段階的な引上げにつきましては、教員の職務等の特殊性も勘案し、給与水準について見直しを図ったものであると認識しております。今回の法改正により、教職調整額の引上げに併せまして、教育委員会に対して業務量管理、健康確保措置実施計画の策定等を定められたところであり、こうした働き方改革の一層の推進などを一体的に行うことによりまして、教員にふさわしい処遇の実現を図っていくものであると認識しているところでございます。

●長屋いずみ委員 制定以来50年ぶりの給特法の改定の中心的論点は、教職員の長時間過密労働の解消、これであったはずですが。

しかし、この改正は、調整額を引き上げる一方で、残業代不支給の仕組みそのものは維持されました。日本教職員組合も現状の勤務実態に見合うものとは到底言えないと指摘し、持ち帰り業務の増加や勤務記録の改ざんへの懸念を示しております。教職調整額の引上げだけでは長時間労働の解消にも、教員不足の改善にもつながらないと考えます。

改めて、政令指定都市として給特法の抜本的見直し、教職調整額制度、この廃止を国に求めるよう、本市から働きかけを要望いたします。

次に、教職調整額についての二つ目、特別支援学校、学級の教員の処遇についてです。給特法の

改正は、教職調整額は引き上げたものの、2027年1月以降、特別支援学校、学級の教員に支給される給料の調整額は2年かけて半減されるとお聞きしております。

そこで質問ですけれども、本市において特別支援学校、学級を担当する教員は、現在何人おられるのか伺います。また、特別支援教育担当教員に支給されている調整額は、将来どのように変化すると見込まれているのか伺います。

●手塚労務担当部長 給料の調整額の対象人数及び将来どのように変化するのか、いわゆる見直し内容についてお答えいたします。

本市において、特別支援教育を担当する教員に対して支給しております給料の調整額について、支給人数は令和8年5月1日現在約1,500名となっております。

また、給料の調整額の見直しについてですが、国において給特法等の改正を踏まえまして、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しがあり、令和9年1月に引き下げる予定であるとされております。札幌市におきましても、国の見直し内容を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 引き下げることでした。昨年の本委員会では、市はこの見直しについて通常学級にも特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し、全ての教員が特別支援教育に関わることが必要となっていることが背景との認識を示されております。

しかし、通常学級で支援を必要とする児童生徒が増加していることと、特別支援学級、学校において求められている専門性の高さとは別問題です。特別支援学校、学級では、障がい特性に応じた指導や支援、保護者対応、関係機関との連携、医療的ケアなど、引き続き高度で専門的な知識と技能が求められています。

そこで、本市は、特別支援学校、学級の教員に求められている専門性をどのように認識されてい

るのか。また、その専門性は通常学級担当教員にも求められると考えますけれども、お考えを伺いたいと思います。

●伊達児童生徒担当部長 特別支援担当教員に求められる専門性でございます。

特別支援学校及び特別支援学級の在籍数や通級指導教室の利用数は増加傾向にありまして、子どもの実態が多様化しております。個別的教育支援計画の作成、活用や自立活動の指導など、個々の障がいの状態に応じた支援を行うための専門性が求められていると認識しております。

一方、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする子どもが増えていることから、特別支援教育の視点を取り入れていくことが不可欠であると考えておりまして、今後も特別支援担当教員の専門性を生かしながら、子ども1人1人の教育的ニーズに応じた学校づくりを推進してまいります。

●長屋いずみ委員 通常学級にも専門性が求められているとのことですが。

一方で、そうであれば、通常学級における支援の必要性が高まっていることと、特別支援教育担当教員の調整額を引き上げることは別問題です。専門性が依然として非常に求められている。高く、負担も大きい特別支援教育の現場において手当を半減させることは現場のモチベーション低下のみならず、教員確保にも悪影響を及ぼしかねません。

政令指定都市として、国に対し、特別支援学校、学級教員の調整額引下げの撤回を求めるよう、本市から働きかけることを要望いたします。

二つ目、改正入管法の成立による在留申請手数料の引上げに伴うALTへの影響についてです。

在留外国人の資格更新手数料の上限を引き上げる改正入管法が5月29日の参院本会議で可決成立しました。

これによって、在留資格の更新手数料が大幅に引き上げられることになりました。政令で具体額が定められることになっておりますが、政府にお

いては5年更新で7万円程度とする案も報じられております。

本市では、児童生徒に英語のネイティブスピーカーとして、また異文化交流という点も含め、外国語指導助手、いわゆるALTが学校で授業に当たっておられ、内訳はJETプログラムによる方が31名と、民間派遣会社、いわゆるNon-JETの方が142名とお聞きしております。このたびの更新手数料の大幅な引上げは、ALTにとって大きな負担になると思います。

そこで、本市の直接雇用であるJETプログラムによるALTに関してお尋ねします。在留資格更新にかかる手数料について、本人負担なのか、あるいは市の負担なのか伺います。

また、本人負担の場合、今回の改正がALTの離職や応募者数の減少につながる懸念についての認識を伺います。

●児玉教職員担当部長 改正入管法成立による在留申請手数料の引上げに伴うALTへの影響についてお答えいたします。

JETプログラム参加者の更新手続きにかかる手数料につきましては、国と自治体国際化協会が作成するハンドブックで、全て参加者の負担とすると定めておりまして、ALTはこれを了承した上で参加しております。

札幌市としましては、更新手数料の引上げによるALTへの影響について、引き続き注視してまいります。

●長屋いずみ委員 注視したいということでした。今回JETプログラムによるALTに関わって質疑をいたしましたけれども、在留資格更新手数料の引上げはNon-JETの皆さんにも関わる問題ですし、ALTだけの問題ではありません。

札幌市における在留外国人数は、増加を続けており、少し古いですが2025年1月時点でも、既に2万人を超えています。市民全体の約1%を占めております。

建設、運輸、介護、水産加工をはじめ、多くの

産業や地域社会が外国人材によって支えられている、こういった現状がありますから、外国人労働者やその家族にとって大きな経済的負担にもなっていくと考えられます。それは、今後の外国人材の日本離れや、人材確保の困難化につながるおそれもあり、その影響は少なくないのではないかと懸念します。

札幌市としても、外国人住民が安心して暮らし、働き続けられる環境を維持する観点から、指定都市として、国に対し、手数料水準の妥当性や減免制度の充実について検討を求めるべきと要望いたします。

最後に、部活動の地域展開について伺います。国が進める部活動の地域展開が進む中、経済的に困窮する子育て世帯を対象にした調査では、8割以上が部活動費を家計の負担と回答しており、経済的な理由で部活動を諦めざるを得ない家庭の実態が明らかになっております。家庭の格差が体験格差につながらないようにしなければなりません。

そこで、部活動の地域展開後に、保護者負担による影響を本市はどのようにお考えなのか伺います。

●吉田調整担当部長 部活動の地域展開後の保護者負担についてのお尋ねでございました。

部活動の地域展開後の保護者負担につきまして、国のガイドラインなどを踏まえつつ、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、受益者負担と公的負担のバランス等も考慮しながら、適切な水準について検討してまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 バランス等を考慮しながら検討するということでしたけれども、教育の機会均等という観点から、経済的理由で部活動を断念せざるを得ない子どもが生じることは問題です。

また、部活動には、教育的側面だけではなく、子どもの居場所、生活支援としての福祉的側面もあります。今回の要望書15ページの(3)には、不登校の児童生徒が経済的理由からフリースクー

ル等の民間施設で学ぶ機会を失わないよう、経済的支援制度と財政措置を求めています。

部活動の地域展開によって生じる費用負担の問題も、その根底にある課題は同じではないでしょうか。学校内外を問わず、子どもの学びや、居場所の機会を、経済的理由によって失わせないという、一貫した姿勢を市として持つことが重要と考えます。

また、指定都市教育委員会協議会の資料、運動部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について、この事例には、受益者負担により部活動に参加できない生徒が発生しないよう、国において配慮することとの記載がありました。指定都市として、国に対し負担が発生しない仕組みの創設を求めるべきと要望いたします。

国が制度改正を進める中で、その影響を現場で受けるのは自治体であり、子どもたちです。本日、質疑させていただきました三つのテーマは、それぞれ別の課題に見えますが、教育条件の整備という共通の課題であります。だからこそ、個別対応ではなく、一体的な改善を国に求めることが重要と申し述べて質問を終わります。

●脇元繁之委員 私からは、先ほど山田委員からもありましたけれども、提出資料の2、国の施策及び予算に関する提案のうち、8ページにある、3 多様な大都市制度の早期実現に関して伺いをしたいと思います。

まずは特別市制度について札幌市の考え方を少々お尋ねしたいと思います。

多様な大都市制度の早期実現、そこでは今後の地方行政体制について大変踏み込んだ提案がなされております。まず、人口減少や専門分野の人材不足が深刻化する中で、行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換する必要があります。都道府県と市町村による画一的な二層制から脱却して、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならないと述べられております。

そうした前提に立った上で、指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務、権限、税財源の移譲を進めるとともに、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度や特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化すべきであるとしております。

この特別市の具体的な内容は、都道府県の区域外となる新たな地方自治体を設けることによって、現在の二重行政を根本から解消することを目的とするものであります。

この特別市制度については、横浜市をはじめとする関東圏の指定都市が法制化を強く求めていると聞き及んでおります。

その背景には、神奈川県のように、横浜市、川崎市、相模原市という三つの指定都市がひしめき合い、これらの3市が県全体の人口の65%、面積にして38%を占めるという特殊な地域事情があります。

県と指定都市の役割が重複し、県の事務量が相対的に小さくなりがちな地域だからこそ、県から事務、権限、税財源を完全に切り離して、行財政運営の一元化を図りたいという強い意志が働くのは理解できなくもありません。

しかしながら、この制度はあくまでも地域の実情に応じて指定都市が特別市となり得る道を選択できるようにするというものですから、指定都市共通の提案とはいえ、全国20の指定都市全てが同じ熱量で特別市の道を目指しているわけではないと考えます。

とりわけ、東北6県と、新潟県を合わせたほどの広大な面積を有するこの北海道において、人口の約3分の1が集積する、我が札幌市が北海道から独立するような形で特別市となる道を選ぶことが果たして現実的なのか。道央圏をはじめとする道内ほかの178市町村から札幌市ファーストでいいのかという反発や懸念が寄せられることは容易に想像がつかます。さらに言えば、仮に札幌市が

北海道の区域外となる特別市を目指すとして、この独立した市域の中に、北海道庁の本庁機能が存在し続けるというのも、少し奇妙な構図と言わざるを得ません。

そこでお尋ねします。指定都市の一員として、札幌市は、この特別市制度についてどのような見解をお持ちでしょうか。

また、仮に札幌市がこの特別市制度を導入するとなれば、当然のことながら、北海道との多大な調整が必要になると思いますが、現在、道庁サイドと何らかの意見交換を行っているのかどうか、併せてお聞かせください。

●米森行政部長 特別市制度についての見解及び北海道との意見交換についてのご質問でございます。

指定都市市長会での特別市制度の議論におきましては、地域特性などから、全ての指定都市が特別市に移行する前提ではないところ、札幌市としては人口減少が進む中、将来を見据えた地方自治制度の検討は必要であり、地域の実情に応じて選択できる多様な大都市制度が早期に実現されるべきと考えております。

その上で、特別市については、北海道の発展なくして札幌の発展はないとの考えの下、検討する必要があると認識しております。

また、北海道とは事務レベルでの意見交換を適宜実施しており、指定都市市長会や地方制度調査会での議論の状況等について共有するなどしているところでございます。

●脇元繁之委員 ありがとうございます。今の答弁どおり、全ての指定都市が特別市に移行する前提ではないが、しかし、多様な大都市制度が早期に実現されるべきだという観点で、この要望されているというところでありました。

その後の答弁の中で、北海道とも事務レベルの意見交換がされているということでありました。この北海道との意見交換を実施している中で、北海道はどのような意見をお持ちか、教えてください

い。

●米森行政部長 現在、まだお互いその意見交換をし、情報共有を図っているところでございますので、具体的に、特別市制度について北海道のほうでどう考えているということまでは私のほうで聞き及んではおりません。

●脇元繁之委員 意見交換はしているけども、道から、その意見は聞いていないということですね。

●米森行政部長 まだ、制度の具体的な中身というのは議論している最中でございますので、現在の地方制度調査会での意見の状況を注視していきたいですとか、お互いに情報交換を密にしていきたいといったような意見交換をしているところでございます。

●脇元繁之委員 今、お話はいただきました。ありがとうございます。

新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することについて、今、道は別として、札幌市のスタンスを述べていただきました。

ただ、そもそもこの特別市制度の法制化を指定都市20市の共通の提案とすることについては、先ほどもお話ししたとおり、やはり多少違和感を覚えるんですね。と申しますのも、ご承知のとおり本市をはじめ、新潟市、静岡市、広島市、北九州市、熊本市などの指定都市は、国の連携中枢都市圏制度などを有効に活用して、周辺市町村と連携協約を締結することで、経済の牽引をはじめ、公共交通の維持、高度医療やインフラ整備など広域で共同実施する取組を積み重ねてきているところがあります。

ですから、もし仮に指定都市が道府県から完全に独立して、基礎自治体と都道府県の機能を併せ持つ一層制の特別市となった場合、この大切な連携中枢都市圏の取組が大きく揺らぎ、混乱が生じること、十分に想定されると思うんですね。自治体同士が対等な信頼関係であるべき都市圏において、圧倒的な権限を持つ特別市の主導権が強ま

り過ぎて、周辺自治体とのバランスが崩れるおそれもあるのではないのでしょうか。

さらに、圏域内に特別市と都道府県という異なる二つの広域行政主体が並立することによる意思決定の停滞などによって、住民生活に直接不利益が及ぶリスクも考えられるわけであります。

ですから、この特別市制度の法制化を全ての政令指定都市が一枚岩で提案を行うということは、私は少々疑問を感じざるを得ません。このことは、取りあえず、まずはこのように申し上げておきたいと思います。

その上で、次に2点目として、区役所機能の強化についてお伺いをいたします。二重行政を解消するための大都市制度の議論もさることながら、私はその前段階として、市民に最も身近な区役所の機能をいかに強化するかということこそが重要であると考えております。

この区の機能強化につきましては、平成26年、この地方自治法の改正によって指定都市制度の見直しが行われたのを契機として、札幌市議会でも様々な議論が交わされております。

法改正当時、市の理事者からは、区独自の政策や企画調整機能の充実など、区長がそのマネジメントを発揮するための組織体制の強化について検討を加えていきたいとの意欲が示され、区の事務分掌を明確化するための条例改正や新たな規則、「札幌市区における総合行政の推進に関する規則」の制定が行われました。これを受けて、情報の共有を含め、地域が抱える諸課題に対処するため、ご承知のように、区に企画調整会議も設けられたところであります。

秋元市長は令和2年10月の代表質問の場で、区役所機能の強化について区の予算要望システムによって、区の意向を踏まえた事業を展開しており、区の独自性や個性を尊重したまちづくりを進めてまいりたいとも述べられております。

しかしながら、現在の札幌市における区の行政が、人口減少やバス交通の衰退、雪対策、さらに

は観光振興といった各区が抱える固有の地域課題にどれだけ主体的に対処できているかについては、常々疑問を感じざるを得ません。

実際、地域の方々からは、区長はふだん、一体どんな権限を持っている人なのかという声を耳にします。私も地域からの切実な要望を当時の区長に伝えた際、私には権限がないんですよと、そう告げられた経験がございます。

また、全てではありませんけれども、除排雪対策について、区の土木センターに意見を出しても、本庁に確認しなければ何とも言えませんが返されたり、公園のトイレが故障した際、区の土木センターではなく、建設局みどりの推進部の所管であるとして、目の前の身近な不具合すら区の判断で迅速に処理できない縦割りの弊害を目の当たりにしてまいりました。これでは、地域住民に寄り添う行政とは言えません。

そこでお伺いをいたします。札幌市においてはこれまで区役所の機能強化や権限移譲という面で、具体的にどのような取組を行い、そしてまた、どのような成果を上げてきたのかお伺いをしたいと思います。

●米森行政部長 区役所の機能強化等の取組や成果についてのご質問でございます。

区役所は市民生活を支える基本的な組織であり、地域のニーズを捉え、市の施策や事業に反映していくために重要な役割を担っていると認識しております。これまでも、各区が重要と考える事項について関係局と調整し、事業化、予算化することで課題解決を図る、予算要望システムにより、区の意向を事業に反映させてきたところでございます。

また、地域の実情や課題に合わせた対応ができるよう、未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業において、区の創意工夫や裁量により、地域のまちづくり活動を支援したところでございます。

今後とも、本庁部局との連携を図りながら、区が主体的に地域課題を把握し、迅速な解決に向け

た取組を進められるよう努めてまいりたいと考えております。

●脇元繁之委員 重要な役割を担っているということは、認識していただいているということでありました。

この区の機能、権限の強化に関連してですが、先ほど述べた平成26年の地方自治法の改正の際に、大都市の特例として指定都市には現在の行政区に代えて、総合区を設置できる選択肢が増えました。この総合区の区長は、東京特別区のように公選制で選ばれるわけではありませんが、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職であります。

そして、総合区長には区のまちづくりや住民交流を推進していく上での強力な権限が与えられ、職員の任命権を有するほか、予算執行に関して市長に直接意見を述べることも認められているところであります。

議会の同意を得て選任され、4年間という任期が保障されるのであれば、現在の行政区の区長とは、その重みも責任もガラリと変わり、じっくりと腰を据えて、地域課題の解決に取り組めるようになるのではないのでしょうか。

特別市の創設のような大がかりな法改正を待たずとも、総合区の設置といった現在の地方自治法の枠組みの中でできる機能強化の道が開かれているわけありますから、指定都市としてそれを生かさない手はないのではないのでしょうか。

この総合区の制度について、当時、本市議会では、市の理事者側から札幌市にとってふさわしい制度であるとは考えていないですとか、区ごとに道路や公園などのまちづくり整備や福祉などのサービス水準に差が出てくるのは適当でないといった否定的な答弁がなされておりますが、それでは区の独自性や個性を尊重したまちづくりを進めることなどを望むべくもありません。

最後になりますが、現在、全国の指定都市は道府県との二層制や二重行政からの脱却を主眼として、それぞれの立場で、大都市制度の在り方を模

索しております。

しかし、大都市として道府県からの事務や権限、税財源の移譲を勝ち取ることだけが正解ではないと考えます。今述べました総合区の設置のように、まずは自らの内部組織を大胆に変革することによって機能を強化し、住民サービスの向上と地域の活性化に大いに寄与していくアプローチも十分に考えられるはずです。

足元の区役所機能をいかに強め、そしてこれまで培ってきた周辺自治体との広域連携をいかに守り、発展させるかという視点に立って、今後、20の指定都市間において、より多角的で活発な議論が行われることを強く期待し、私の質問を終わります。

●波田大専委員　私からは、白本8ページの多様な大都市制度の早期実現に関連をして、副首都構想について質問いたします。

国会では、東京一極集中の是正や災害時における首都機能のバックアップ、多極分散型経済圏の形成などを目的とした副首都構想について、法制化に向けた議論が進められております。

当初の骨子案では、人口200万人以上の政令指定都市を念頭に置く、いわゆる大都市法における特別区を設置した道府県が指定要件となっており、札幌市は指定要件から外れておりましたが、現在の骨子案では、指定要件の選択肢として特別区の設置に加えて、道府県から独立した特別市あるいは政令市と都道府県の連携協約を結ぶことが挙げられております。

仮に特別市制度が実現した場合には、札幌市が特別市として北海道から独立することで、副首都の指定を目指すことも選択肢の一つとなり得るわけではありますが、一方で、例えば特別市に意欲を示す仙台市に対して、宮城県や他自治体が反発をしているほか、先ほどもお話がございましたが、横浜、川崎、相模原の3政令市に対して、神奈川県内の他16市の市長が県の機能が成り立たなくなるおそれを指摘して反対するなど、様々な懸念も

生じております。

仮に札幌市が特別市になるとすれば、札幌市にとっては様々なメリットが考えられる一方で、当然ながら札幌市だけがよくなればよいという話ではなく、やはり北海道や他の道内市町村との連携や理解を得ることが不可欠であると考えます。

そこで質問ですが、仮に特別市制度が実現し、札幌市も特別市として、北海道からの独立を目指す場合、どのようなことが懸念されるのかお伺いいたします。

また、特別市の検討に当たっては、北海道との連携が不可欠であると考えますが、併せてお考えをお伺いいたします。

●米森行政部長　特別市制度導入への懸念と北海道との連携についてのご質問でございます。

指定都市市長会の議論では、人口減少時代において、今後、市町村が単独で担えない行政事務が発生するおそれがある中、特別市は周辺自治体等との連携の中心的役割を担い、道府県は、市町村間の連携が困難な地域の自治体の補完支援を積極的に行うなど、それぞれの役割に注力した上で、互いに連携することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供が可能になるとしています。

一方、国の地方制度調査会では検討すべき論点として、例えば、これまで道府県が行ってきた警察事務や医療提供体制などの広域事務の取扱いや、施設などの財産、議員・職員の取扱い、財政面への影響のほか、住民自治や住民代表機能の確保などが挙げられており、今後、さらなる議論が進められているものと承知しております。

これらを踏まえまして、特別市の検討につきましては、引き続き議論の推移を的確に把握するとともに、札幌市のみならず、北海道全体の発展を見据えながら、北海道とも連携してまいりたいと考えております。

●波田大専委員　5月15日の本調査特別委員会におきましても、多極分散型経済圏の形成に向け

て、北海道との密な連携を図りながら、副首都構想を含めた様々な情報収集に努め、今後、適時適切に国に働きかけてまいるとのご答弁がありました。

また、5月22日の鈴木直道北海道知事定例記者会見では、これまでもずっと続いてきた北海道札幌市行政懇談会、いわゆる道市懇の枠組みを生かしながら、4月末には副首都構想について、北海道と札幌市の部長級による意見交換を行い、連携して情報収集を行っていくことなどを確認しているとのお話がありました。

一方で公表されている限りでは、この道市懇は年に1回、札幌市長と北海道知事が懇談するのみにとどまっているように見受けられ、特別市制度や副首都構想に関する議論の場として、果たして十分に機能し得るものなのか疑問を感じるようです。

そこで質問ですが、北海道札幌市行政懇談会、いわゆる道市懇の枠組みでは、どの程度の頻度で意見交換が行われているのかお伺いいたします。

また、特別市制度などの大都市制度や副首都構想について、これまでどのようなやり取りが行われたのか、その内容をお伺いいたします。

●米森行政部長 北海道札幌市行政懇談会いわゆる道市懇での意見交換及び大都市制度や副首都構想に係る北海道とのやり取りについてのご質問でございます。

道市懇は委員ご指摘のとおり、年に1度、北海道札幌市双方に関連する懸案事項などにつきまして首長同士による意見交換を行う場として設置されたものでございます。

この道市懇をより効果的に実施するため、職位にこだわらず、事務レベルで連携して取り組むべき課題の整理などの意見交換を適宜実施しているところであり、直近では年度末より毎月1回程度の頻度で開催しております。

大都市制度や副首都構想に関するこれまでのやり取りにつきましても、この意見交換において道

と市に関わる動きや国の動向、他地域の状況等などについて情報共有を図るとともに、密に連携して協議していく旨、申し合わせたところでございます。

●波田大専委員 大阪府と大阪市では職員120人規模の副首都推進局を共同で設置して、副首都推進本部会議を開いておりますほか、福岡市では今年4月に副市長らでつくるプロジェクトチームを設置し、福岡県とも意思確認を行いながら、副首都構想に対する情報共有や課題整理などを進めているとのことでもあります。

このように、副首都に名のりを上げる他都市と比べますと、札幌市、北海道の現行の検討体制は、やはり片手間と言いますか、真剣さに欠けるものがあり、札幌市においても、北海道とのさらなる連携強化が必要と考えます。

そこで質問ですが、特別市制度などの大都市制度や副首都構想など多極分散型経済圏の形成に向けて、今後どのように北海道との密な連携を図っていくのかお伺いいたします。

また副首都構想については、既存の道市懇の枠組みの中ではなく、副首都構想に主眼を置いた新たな会議体やプロジェクトチームを設置することで、明確な目的とスピード感のある、より密な連携を図るべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

●米森行政部長 多極分散型経済圏の形成及び副首都構想に向けた北海道との連携についてのご質問でございます。

多極分散型経済圏の形成は、東京一極集中の是正と生産年齢人口の減少による地方の経済力低下の防止に向け、道市共通の課題として重要であることから、これまでも北海道と情報交換を行い、国への働きかけを行っているところでございます。

また、副首都に関しましては、現在国会での法制化に向けた議論が行われている中で、情報を迅速かつ的確に捉え、札幌市の影響や課題等を整理していく必要があると認識しております。

閉 会 午後2時31分

こうしたことから、北海道との間においては、道市懇の枠組みに加え、事務レベルでの意見交換も行っているところであり、今後とも、情報収集や課題整理などについて取り組んでまいりたいと考えております。

●波田大専委員 最後に要望でございますが、札幌市、北海道が持つ副首都としての優位性として、首都圏との同時被災のリスクが低いことに加えて、やはり圧倒的な食料自給率や、エネルギー自給のポテンシャルを生かした、有事における食料とエネルギーの供給拠点としての役割も他都市にはない、極めて大きな強みであると認識しております。

これらは言うまでもなく、札幌市が単独でなし得る役割ではなく、北海道としての総合力をもって初めてなし得る役割であり、道内各市町村の維持・発展なくして、札幌市の発展は到底なし得ないものと考えます。

副首都を目指す大阪では、大阪市を廃止して特別区に再編する都構想に向けて動いており、福岡では政令市と県の連携協約を結ぶ形で副首都を目指す動きがあるものと承知をしております。

札幌市におきましても、仮に現在の骨子案の下で副首都を目指す場合、大阪のように札幌市を廃止して、特別区を設置する形がよいのか、もしくは特別市として、札幌市が北海道から独立する形がよいのか。あるいは福岡のように、札幌市と北海道で連携協約を結ぶ形がよいのか、その辺りまで踏み込んだ議論や検討をスピード感を持って、引き続き、北海道と連携して行っていただきますよう要望して、質問を終わります。

●中川賢一委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●中川賢一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。